

看護職員の負担軽減及び処遇改善に資する院内計画

1. 他職種との業務分担について

1) 看護補助者（ナースエード）

看護補助者は、看護師または准看護師の指示、指導の下に、専門職の知識や技能を効率よく発揮させるため、主に日常生活援助・身体介護および簡易な事務処理業務を行う。

- (1) 環境整備（清掃、整理、整頓）
- (2) 配茶・配膳・下膳
- (3) 日常生活動作支援
 - ① 食事準備・見守り・介助
 - ② 排泄準備・見守り・介助（おむつ交換、ポータブルトイレ・多目的トイレ介助）
保清（介助浴（寝台車・車椅子利用者）、全身・部分清拭、陰・臀部洗浄）
 - ③ 手・足浴、結髪・洗髪介助、義歯洗浄、マウスケア、洗面）
 - ④ 更衣
 - ⑤ 体位変換等
 - ⑥ 移乗（ベッド→ベッド、ベッド→ストレッチャー、ベッド→車椅子および患者移送）
- (4) リネン交換
- (5) 看護業務の補助および介助
- (6) 介護用品や文房具等の物品管理
- (7) 入退院関連書類の処理・対応
- (8) 医療処置、検査に伴うメッセージャー業務
- (9) 患者・家族ならびに訪問者等の対応、電話対応

2) 臨床工学技士

臨床工学技士は、その工学の知識・技術を駆使して、看護師もしくは准看護師が行う業務の内の当該ライセンスを活かして代行できる業務を行う。

- (1) 透析室におけるプライミングならびに回収業務
- (2) 血管内検査・治療における介助業務
- (3) 日・祝日ならびに夜勤帯におけるME 機器取り扱い、アラーム対応における支援・指導

3) 管理栄養士

- (1) 配膳
- (2) 食事準備・見守り

4) 臨床検査技師

- (1) 心電図検査、検査後の検体回収

5) 理学療法士、作業療法士

- (1) トイレ介助、入浴時の動作補助
- (2) 移乗の介助や動作指導